本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三百三十三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

2　この政令は、令和八年十一月一日から施行し、改正後の別表第一の規定の一部については、同年八月一日から適用する。（附則関係）

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十四号）（内閣官房）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行期日は、令和八年十月三十日とする。

◇国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令（政令第三百三十五号）（内閣官房）

1　事務局

⑴　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。（第一条関係）

⑵　事務局に、事務局次長一人を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第二条関係）

⑶　事務局に、審議官一人を置き、審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第三条関係）

⑷　事務局に、参事官三人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第四条関係）

2　事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。（第五条関係）

3　本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。（第六条関係）

4　本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。（第七条関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　関係政令について所要の改正を行うものとする。（附則第二項及び第三項関係）

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十六号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条の規定に基づき、特定重要物資として、体外式膜型人工肺を新たに指定する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち大使館の表中南米の項中「キューバ

						1,240,000	1,200,000	
1,130,900	1,092,800	1,035,800	940,700	845,600	750,500	674,500	636,400	598,400
560,400								

」を「

キューバ				1,330,000	1,290,000	1,213,900	1,172,500	1,110,500
1,007,100	903,700	800,300	717,600	676,300	634,900	593,600		

」に改め、同表欧州の項中「

ウクライナ			1,040,000	1,010,000	957,300	928,600	885,500	813,800
742,100	670,400	613,000	584,300	555,600	526,900			

」を「

ウクライナ								
1,080,000	1,050,000	998,900	968,500	923,000	847,100	771,200	695,300	634,600
604,300	573,900	543,600						

」に、「

ベラルーシ						830,000	800,000	756,900
730,600	691,200	625,500	559,800	494,100	441,600	415,300	389,000	362,800

」を「

ベラルーシ			870,000	850,000	796,400	768,500	726,700	657,100
587,500	517,800	462,100	434,300	406,400	378,600			

」に、「

ロシア								
1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000
422,800	392,500	362,300						

」を「

ロシア						1,180,000	950,000	884,600
851,600	802,200	719,700	637,200	554,800	488,800	455,800	422,800	389,900

」に改め、同表中東の項中「

アフガニスタン						980,000	950,000	907,400	881,500
842,600	777,900	713,200	648,400	596,600	570,700	544,800	519,000		

」を「アフ